

下水道料金改定のお知らせ

平成22年4月分から使用料を改定します。

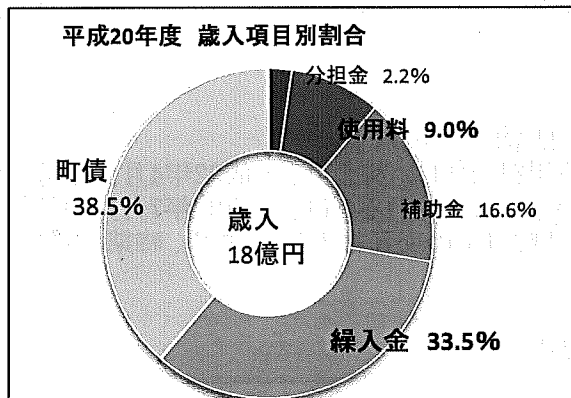
【下水道事業の現状】

地域の環境衛生と河川などの公共水質の向上を図るため、平成25年度の町全域での整備完了を目指し、下水道整備事業を進めてきました。平成20年度末の整備率は農業集落排水事業と合併処理浄化槽事業を含め89.8%となっています。

【経営状況】

平成20年度決算では、歳出の56%が公債費（整備事業に費やした費用の借金返済）に充てられています。最終処分場や管路の維持管理費と事務費、人件費は全体の10%、整備事業費が34%となっています。

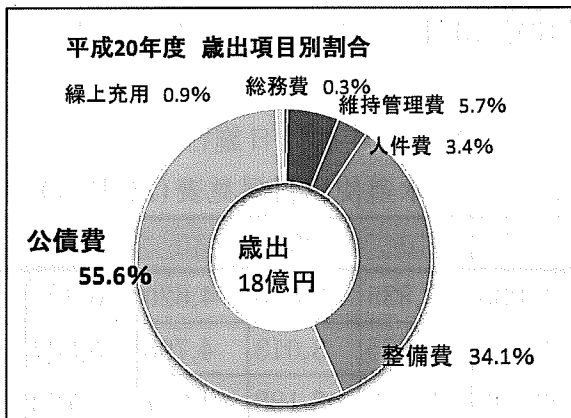
歳入のうち使用料の占める割合は9%で、歳出の維持管理に係る必要な経費さえまかなえていない状況にあり、不足分については一般会計からの繰入金で補っています。その割合は歳入全体の1/3以上（約6億円）にのびます。



【経営健全化】

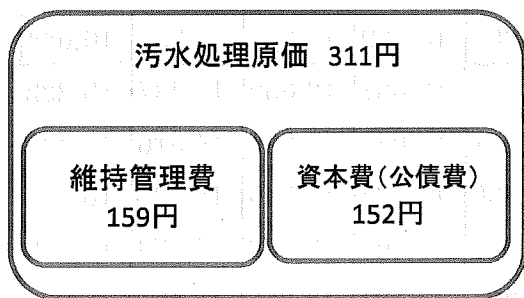
一般の行政サービスに向けられる貴重な財源が、下水道事業のために目減りしており、福祉や教育、産業振興など重要な使い道が制約されることとなります。

下水道への接続をお願いするとともに、処理場等の維持管理費節減や職員数の減員で経費削減を進め、一層効率的な経営に努めます。



【汚水処理費用】

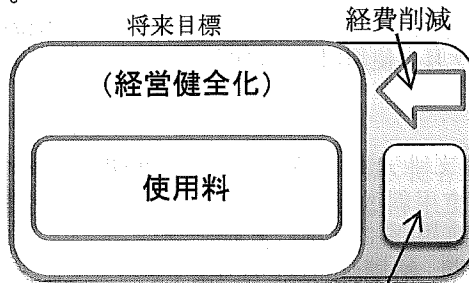
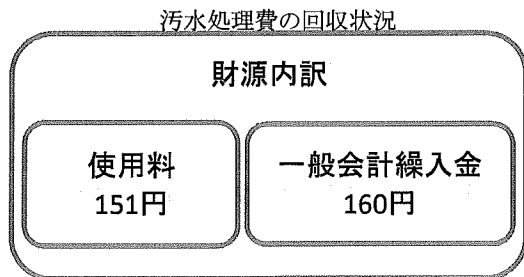
汚水処理費（平成20年度）



使用料でまかなう経費は、施設や管路の維持管理、修繕費と納入書発行などの諸経費、人件費にあてられます。さらに、建設費の財源として借り入れた公債費のうち、国からの財政支援措置を除いたものに向けられます。

平成20年度における汚水処理に要した費用は、約3億4千万円です。これを1㎡あたりに換算すると左図のようになります。

将来的には経費削減を図り、一般会計繰入金に頼らない安定的な経営健全化を目指します。



(裏面に続く)

一般会計繰入金

【改定率(額)】

短期間の改定で急激な使用料引き上げは、生活や経済活動に及ぼす影響が大きいため、今後10年をかけ2～3年ごとに経営状況を改善し検証しながら適正な使用料を設定する必要があります。

平成22年4月分の使用分から新料金に改定させていただきます。改定率は、基本使用料が12.5%、20㎡を超える1㎡の超過分を13.3%(平均13%)引き上げます。これにより基本使用料は2,520円から2,835円に、超過分は157.5円から178.5円になります。平均的な家庭(2月で55㎡使用)では、8,032円から9,082円で、1月あたりに換算すると525円増となります。

【改定時期と納入書反映】

下水道使用料の新しい料金は、平成22年4月使用分から適用します。実際の納入書に反映されるのは、平成22年7月期の納期分からです。(水道料金と隔月での交互納入となるため、時期のずれがあります。)

【新料金表】

基本使用料(20㎡/2ヶ月まで)	2,835円
超過使用料(20㎡/2ヶ月超え1㎡あたり)	178.5円

平成22年4月1日施行

下水道使用料早見表(2ヶ月分)

(単位:円)

m3	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
0	2,835	2,835	2,835	4,620	6,405	8,190	9,975	11,760	13,545	15,330
1	2,835	2,835	3,013	4,798	6,583	8,368	10,153	11,938	13,723	15,508
2	2,835	2,835	3,192	4,977	6,762	8,547	10,332	12,117	13,902	15,687
3	2,835	2,835	3,370	5,155	6,940	8,725	10,510	12,295	14,080	15,865
4	2,835	2,835	3,549	5,334	7,119	8,904	10,689	12,474	14,259	16,044
5	2,835	2,835	3,727	5,512	7,297	9,082	10,867	12,652	14,437	16,222
6	2,835	2,835	3,906	5,691	7,476	9,261	11,046	12,831	14,616	16,401
7	2,835	2,835	4,084	5,869	7,654	9,439	11,224	13,009	14,794	16,579
8	2,835	2,835	4,263	6,048	7,833	9,618	11,403	13,188	14,973	16,758
9	2,835	2,835	4,441	6,226	8,011	9,796	11,581	13,366	15,151	16,936

***表の見方**

最上段横軸で10㎡単位をさがし、縦軸で1㎡単位の示す交差部分が、2ヶ月あたりの使用料金額となります。55㎡/2ヶ月の使用料を太枠囲いの太字で表示しています。

【農業集落排水施設使用料・合併処理浄化槽使用料】

今回の使用料改定に合わせ、農業集落排水施設使用料と合併処理浄化槽(町管理分)の使用料金も同じ使用料に改定します。

改定時期、納期も同様となります。